

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

返戻金の割合

1. 入社後 30 日以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 80%を返還
2. 入社後 31 日以上 60 日以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 50%を返還
3. 入社後 61 日以上 90 日以内に雇用契約が終了した場合：紹介手数料の 30%を返還

返戻金の適用条件

- 求職者の自己都合による退職または求職者の責めに帰すべき事由による解雇の場合に限ります。
- 求人者は、求職者の退職日より 30 日以内に退職を証明できる書類または書面での申し入れを当社に提出する必要があります。

返戻金の支払い

返戻金の支払いは、求人者からの申し入れを当社が受理した時点より 20 営業日以内に行います。

返戻金の免責事項

以下の項目に該当する場合、返戻金の支払い義務を免除させていただきます：

1. 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により退職に至った場合
2. 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により退職に至った場合
3. 人員整理等が間接的、直接的原因となり退職に至った場合
4. 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり退職に至った場合

その他

- 本返戻金制度は、紹介予定派遣の場合や派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には適用されません。
- 返戻金制度の内容は、個別の有料職業紹介契約により変更される場合があります。

令和 6 年 8 月 1 日

事業所名称 株式会社エン・ジャパニーズ 埼玉支店
事業所所在地 埼玉県志木市本町 5-23-7 第5ナカタビル 201